

# 国土交通省の地方創生関連施策について

---

平成28年1月14日

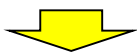
# コンパクトシティの推進に向けた取組について

国土交通省都市局都市計画課

## 都市が抱える課題

都市を取り巻く状況

- **人口減少・高齢者の増加**
- **拡散した市街地**



### ■ 都市の生活を支える機能の低下

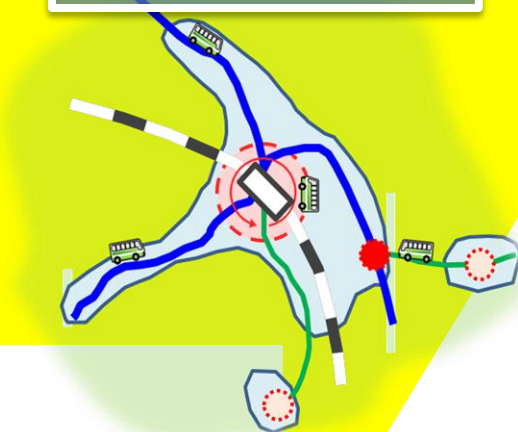
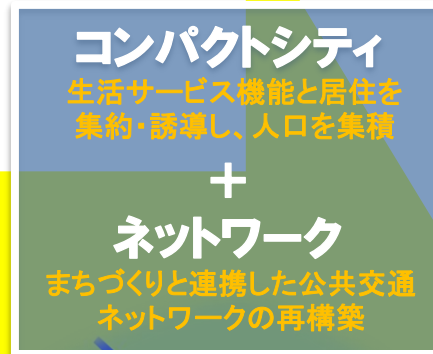
- 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難に
- 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

### ■ 地域経済の衰退

- 地域の産業の停滞、企業の撤退
- 中心市街地の衰退、低未利用地や空き店舗の増加

### ■ 厳しい財政状況

- 社会保障費の増加
- インフラの老朽化への対応



中心拠点や生活拠点が  
利便性の高い公共交通で結ばれた  
多極ネットワーク型コンパクトシティ

## コンパクトシティ化による主な効果

### 生活利便性の維持・向上等

- 生活サービス機能の維持
  - 生活サービス施設へのアクセス確保など利用環境の向上
  - 高齢者の社会参画
- ➡ 高齢者や子育て世代が安心・快適に生活できる都市環境

### 地域経済の活性化

- サービス産業(医療・福祉・商業等)の生産性向上
- ➡ ビジネス環境の維持・向上により地域の「稼ぐ力」に寄与

### 行政コストの削減等

- インフラの維持管理の合理化
  - 行政サービスの効率化
  - 地価の維持・固定資産税収の確保
  - 健康増進による社会保障費の抑制
- ➡ 財政面でも持続可能な都市経営

### 地球環境への負荷の低減

- エネルギーの効率的利用
  - CO2排出量の削減
- ➡ 低炭素型の都市構造の実現

# コンパクトシティ・プラス・ネットワークのための計画制度

- 平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しなが、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、計画の作成・実施を予算措置等で支援。

## 立地適正化計画（市町村が作成）

【改正都市再生特別措置法】(平成26年8月1日施行)

### 都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

### ◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

### ◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

### ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ

### 居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

### ◆区域内における居住環境の向上

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

### ◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

多極ネットワーク型コンパクトシティ

拠点間を結び交通サービスを充実

乗換拠点の整備

## 地域公共交通網形成計画

【改正地域公共交通活性化再生法】(平成26年11月20日施行)

- 地方公共団体が中心となり作成
- まちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

## 地域公共交通再編実施計画

(地方公共団体が事業者等の同意の下作成)

拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークの形成

コミュニティバス等によるフィーダー(支線)輸送

デマンド型乗合タクシー等の導入

立地適正化計画

地域公共交通再編実施計画

連携

好循環を実現

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

→ 加えて、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業への出資等の制度を創設するための地域公共交通活性化再生法等の一部改正法が平成27年5月に成立

# 立地適正化計画の作成に取り組む都市

○198市町村が立地適正化計画の作成について具体的な取組を行っている（平成27年7月末時点）

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村						
北海道	札幌市 釧路市	埼玉県	川越市 本庄市 春日部市 戸田市 志木市 坂戸市 鳩山町 寄居町	福井県	小浜市 大野市 鯖江市 あわら市 越前市 越前町 高浜町	愛知県	小牧市 東海市	兵庫県	西宮市 西脇市 朝来市 たつの市	山口県	萩市 周南市						
青森県	青森市 弘前市 八戸市 むつ市		千葉県		佐倉市 柏市 市原市 流山市		三重県		津市 伊勢市 桑名市 名張市 亀山市 伊賀市	奈良県	大和高田市 大和郡山市 天理市 五條市 葛城市 宇陀市 川原町 田原本町 王寺町	愛媛県	松山市 宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市 大洲市 伊予市 四国中央市				
岩手県	花巻市 北上市				神奈川県				相模原市 小田原市 大和市		滋賀県		彦根市 草津市 守山市 栗東市 野洲市 湖南市 東近江市	和歌山県	和歌山市 海南市 有田市 新宮市	高知県	高知市 南国市 土佐市 須崎市
宮城県	大崎市								新潟県				新潟市 長岡市 三条市 新発田市 小千谷市 見附市 五泉市 上越市 魚沼市 胎内市		岐阜県		岐阜市 関市
秋田県	湯沢市	富山県		静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士市 磐田市 掛川市 藤枝市 袋井市 伊豆の国市 牧之原市 長泉町		京都府		舞鶴市 長岡京市 南丹市					島根県				大田市 江津市
山形県	鶴岡市		静岡県	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士市 磐田市 掛川市 藤枝市 袋井市 伊豆の国市 牧之原市 長泉町			大阪府	高槻市 守口市 枚方市 茨木市 寝屋川市 河内長野市 大東市 箕面市 門真市 高石市 東大阪市 豊能町		岡山県		岡山市 倉敷市 津山市 高梁市					長崎県
福島県	福島市 郡山市 二本松市 国見町 猪苗代町 矢吹町 新地町			石川県	富山市 氷見市 小矢部市 入善町			兵庫県			神戸市 姫路市 尼崎市	広島県		広島市 竹原市 三原市 福山市 府中市 庄原市 大竹市		熊本県	
	茨城県				水戸市 土浦市 高萩市 牛久市 つくば市				福井県		金沢市 小松市 輪島市			山口県	宇部市 山口市		
	栃木県	宇都宮市 栃木市 日光市 那須塩原市 下野市			愛知県	名古屋市 豊橋市 岡崎市 春日井市					鹿児島県		鹿児島市		宮崎県		
	群馬県	前橋市 高崎市 館林市 明和町 邑楽町	愛知県			名古屋市 豊橋市 岡崎市 春日井市	山口県			宇部市 山口市			鹿儿岛県				鹿児島市

合計 198都市

# コンパクトシティ形成支援チーム

○コンパクトシティの推進に当たっては、都市全体の観点から、地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編、中心市街地活性化等のまちづくりに関わる様々な関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要。

○『まち・ひと・しごと創生総合戦略』(平成26年12月27日閣議決定)を受けて、関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」(事務局:国土交通省)を設置(平成27年3月)

国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

➡ コンパクトシティ形成に向けた取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係省庁をあげて横の連携を強化し、市町村の取組を強力に支援

『まち・ひと・しごと創生総合戦略』(平成26年12月27日閣議決定)

関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を設置し、強力な支援体制を構築



- 市町村からの相談等のワンストップ対応
- 政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有
- 国の制度・施策へのフィードバック
- 政策に関する情報発信

◆3月19日 第1回 コンパクトシティ形成支援チーム会議(設置)

◆4月10日 第2回 コンパクトシティ形成支援チーム会議

○地方公共団体向けの説明会を開催し、関係省庁のコンパクトシティ形成に向けた政策を周知(260自治体・426名が参加)

—5月25日～6月8日 全国10ブロックで相談会を開催し、関係施策との連携に関する市町村の取組状況、課題、ニーズを把握

(※407自治体が参加)

◆7月3日 第3回 コンパクトシティ形成支援チーム会議

○相談会で把握した関係施策に対する市町村の意見等について関係省庁で共有

◆9月16日 第4回 コンパクトシティ形成支援チーム会議

○市町村に対する支援策について、検討状況や今後の取組等を報告・とりまとめ

支援チームの下に、市町村の意見等を踏まえ、下記の3分野について連携施策ワーキンググループ(連携WG)を設置・開催

- ・地域公共交通WG(8/6開催)
- ・医療・福祉・子育てWG(8/5開催)
- ・公共施設再編WG(7/31開催)

開催実績・スケジュール  
(平成27年)

# コンパクトシティの推進に向けた今後の施策の方向性

## コンパクトシティを推進する上での問題意識

○都市・まちづくり政策は、医療・福祉、中心市街地活性化、公共施設再編などの多岐に亘る行政分野と密に関連

➡ **限られた資源の集中的・効率的な利用やコンパクトシティ化による効果の一層の発現を図るため、こうした関係施策とコンパクトシティ施策とを統合的に進めることが有効**

○一方、市町村のまちづくりの現場では、個々の施策が縦割りで行われる傾向



・関係施策を所管する部局のまちづくりに対する問題意識の欠如  
・連携によるメリットが共有されていない 等



## 施策の方向性

### “横串”の視点で施策間連携を推進

「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組を通じて、市町村のコンパクトシティの形成に向けた取組がまちづくりに関わる様々な関係施策との連携による総合的な取組として進められるよう、関係省庁が連携して支援



### 具体的な効果・事例を目に見える形で提示

目指す都市像や目標値が明確で、コンパクトシティによる効果の発揮が期待される、他の市町村の参考となり得る成功事例の形成や取組のノウハウの収集・蓄積等

➡ **横展開し、コンパクトシティの取組の裾野を拡大**

【市町村からの意見】

- ・「コンパクトシティの効果がわかりにくい」
- ・「関係施策との連携のイメージがつきにくい」

# 公共交通ネットワークの再構築に向けた支援 ～ 平成28年度予算概算決定等について ～

国土交通省総合政策局公共交通政策部



# 地域公共交通確保維持改善事業

コンパクト+ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取組を支援

平成28年度予算額 229億円 (対前年度比0.79)  
 ※H27補正を含め 278億円 (対前年度比0.96)

## 地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

### <支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査

地域公共交通網  
形成計画

- 地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査

地域公共交通再  
編  
実施計画

## 地域の特性に応じた生活交通の確保維持

### <支援の内容>

- 過疎地域等におけるバス、デマンドタクシーの運行
- バス車両の更新等
- 離島航路・航空路の運航

地域公共交通再編実施計画を実施する際には、まちづくり支援とも連携し、支援内容を充実

## 快適で安全な公共交通の構築

### <支援の内容>

- 鉄道駅におけるホームドア、内方線付点状ブロック、多機能トイレ等の整備、ノンステップバスの導入等
- LRT・BRTの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

## 地域公共交通ネットワーク再編の促進

国の認定

### <支援の内容>

- 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業の実施

- ・地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入
- ・LRT・BRTの高度化
- ・地域鉄道の上下分離等

※駅のエレベーター整備や交通系ICカードの導入など観光振興にも資する二次交通の利用環境改善は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(観光庁予算 80億円の内数)において、地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部は、鉄道施設総合安全対策事業(鉄道局予算 36億円の内数)において、それぞれ引き続き支援。

## 【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

### <支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

平成28年度予算額 15億円  
 (東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

需要規模が小さい地方部のバス路線について、ミニバンやセダンといった車両へのダウンサイジングと合わせて増便や定時性の向上などのサービス改善やデマンド交通への転換を行う取組等に対して支援を拡充し、地域公共交通ネットワークの効率化・再編を推進

## 【地域間幹線系統】

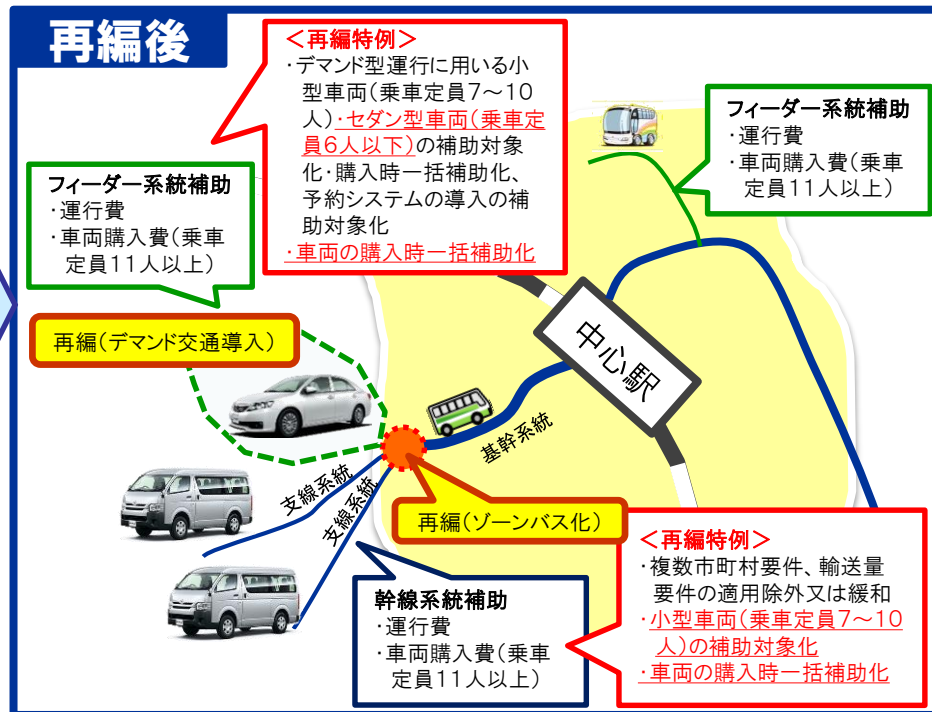
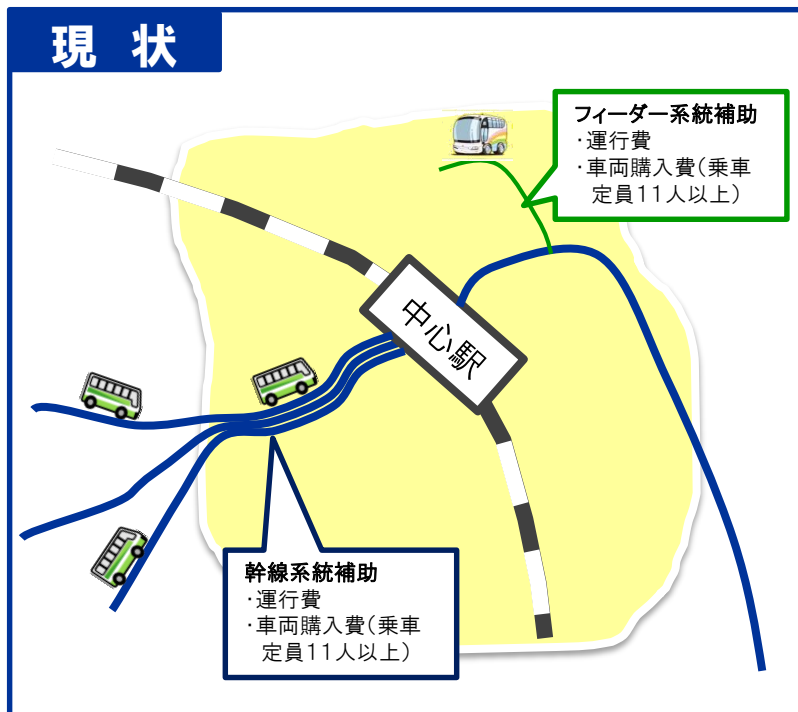
- ・ゾーンバス化等により、基幹系統と支線系統とに運行系統を分けることで地域間幹線補助系統の要件を満たさなくなる系統についても補助対象化(複数市町村要件、輸送量要件の除外)
- ・上記の対象となる系統以外の系統について輸送量要件(15人/日)の緩和(3人/日)
- ・**ゾーンバスの支線系統等の効率的な運行を実現するため、小型車両(乗車定員7~10人)を補助対象化(平成28年度見直し)**

## 【地域内フィーダー系統】

- ・路線バスからデマンド型運行への転換に関し、小型車両(乗車定員7~10人)及び予約システムの導入を支援。
- ・**地域の実情に応じた効率的な運行を実現するため、セダン型車両(乗車定員6人以下)を補助対象化(平成28年度見直し)**

## 【共通】

バス会社の資金繰りや金融費用削減のため、車両の購入時一括補助化(平成28年度見直し)



※「ゾーンバス化」:運行地域のバス交通の拠点となる乗継ポイントを設定し、乗継ポイントを起点に中心部までの路線を「基幹系統」、乗継ポイントから周辺地域への路線を「支線系統」に役割分担すること。

○ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業:安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う軌道改良や防護施設等の整備等を支援。

平成27年度補正予算額  
49億円

○本年9月の関東・東北豪雨により、土砂崩れによる線路の閉鎖、線路の流出などの被害が発生し、列車の運休を余儀なくされた。類似の被害が発生するおそれのある設備について、災害時の被害を最小限にするため防災・減災対策を緊急的に講じる必要があることから、予算の不足を生じたもの。



(H27.9 小湊鐵道)



(H27.9 関東鐵道)



法面固定



落石等防護設備



軌道改良

- 補助対象事業者：鉄軌道事業者
- 補助率：国 1/3 または 1/2
- 補助対象設備：法面固定、落石等防護設備、防風設備、電路設備 等

○ バリアフリー化設備等整備事業:災害時における高齢者や障害者などの要配慮者の避難・移動手段を確保し、被害を最小限に留めるため、旅客施設・車両のバリアフリー化を支援。

○本年9月の関東・東北豪雨や各地で相次ぐゲリラ豪雨、鹿児島県の桜島噴火など自然災害が頻発している。こうした災害時に迅速な防災行動をとりにくい高齢者等の避難・移動手段を確保するため、鉄道駅、旅客船ターミナル及び避難輸送にも利用できる車両のバリアフリー化を喫緊に行う必要があることから、予算の不足を生じたもの。



エレベーター



スロープ



ノンステップバス

- 補助対象事業者：交通事業者等
- 補助率：国 1/3等

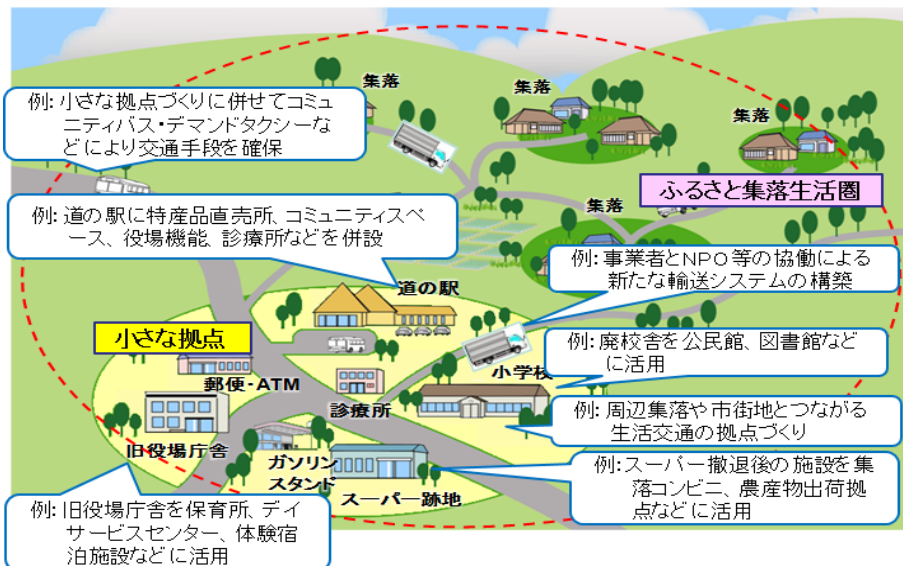
# 国土交通省における 「小さな拠点」等に関する取組について

国土交通省 国土政策局 地方振興課

# 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成を推進する。「小さな拠点」は、地域外の人が利用する施設を組み入れることにより、「対流拠点」となることが期待される。

このため、既存公共施設を活用した施設の再編・集約等に対して、引き続き支援するとともに、新たにフォーラムや交流会の開催を通じて一層の普及啓発を図り、地域の取組の深化を推進する。



「小さな拠点」とは: 小学校区等複数の集落を包含する地域において、生活サービス機能や地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め利便性を高めるとともに、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐなど、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくらうとする取組。「小さな拠点」は、地域外の人が利用する施設を組み入れることにより、「対流拠点」となることが期待される。

## ○補助制度の概要

H28予算案: 238百万円

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業  
(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村等の条件不利地域
- 実施主体: 市町村
- 対象事業

施設の再編・集約等(補助率1/2以内)

既存公共施設を活用した施設の再編・集約に係る改修費等に対して支援

※本事業の支援対象はハード事業に限定。「小さな拠点」に関わる総務省事業(過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)とも連携し、内閣府の下で相談窓口の一元化等を行いつつ、地域の取組を支援。

## ○フォーラムや交流会の開催等(新規)

H28予算案: 4百万円

「小さな拠点」に関する取組の裾野を広げるため、フォーラムや交流会を開催し考え方の一層の普及を図るとともに、同様な課題を抱える地域間相互の連携を強め、人と情報の「対流」による学び合いの枠組みを構築する。

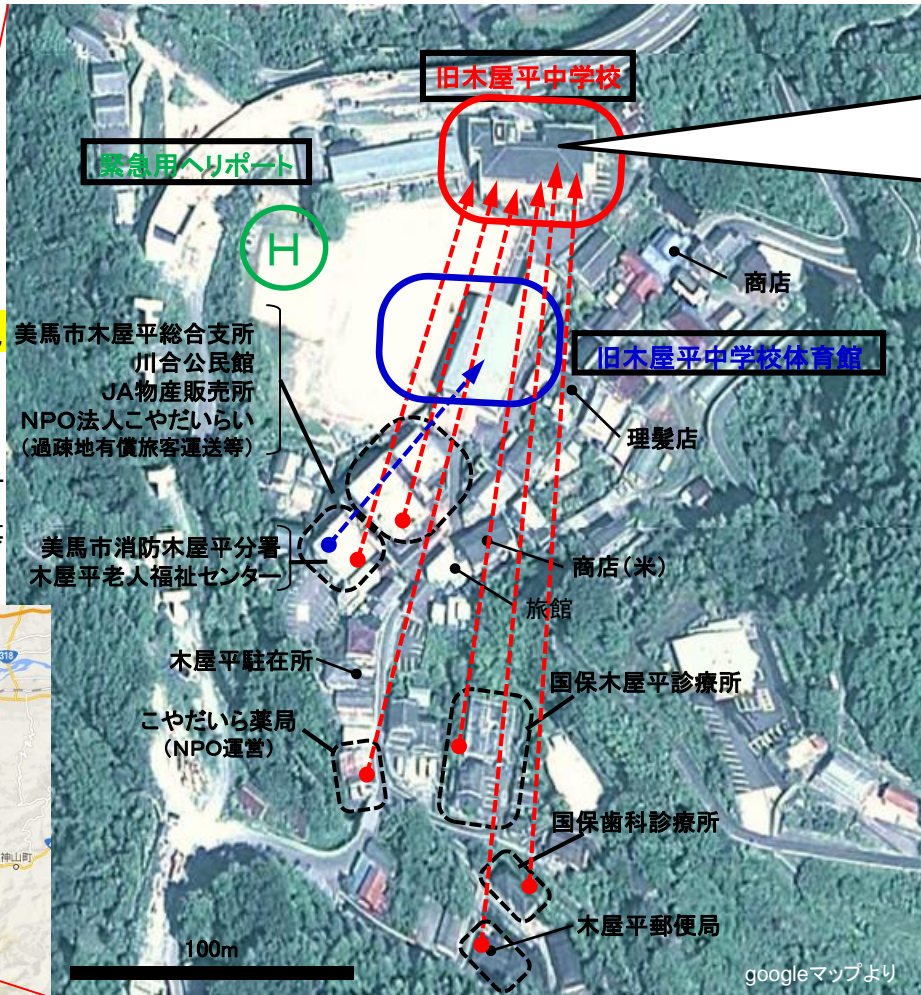
# 「小さな拠点」の取組事例 (徳島県 美馬市 木屋平地区)

《「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業の活用事例》

- ・高齢化が進む山間部の地域で、既存施設を活用して、行政、買物、医療等の日常生活サービス機能を集約。
- ・住民有志により設立したNPO法人が、有償旅客運送による高齢者等の移動サービスや、安否確認、生活相談等の見守り、農林作業の手伝い等の事業を実施。補助金に頼らないサービス運営に取り組んでいる。

## 地域の概要

- ・ 地区人口：715人(402世帯)  
高齢化率：58%【H27.7.1 現在】
- ・ 市中心部まで約30km
- ・ 川井、三ツ木、木屋平の3集落
- ・ 合併(H17)前の中心部(役場所在地)であった川井集落に、**商店、診療所、郵便局等が立地**
- ・ (支所等の施設は老朽化)
- ・ 合併後に設立された**NPO法人**が、有償旅客運送や高齢者生活支援、農林業作業支援等の事業を実施**(黒字運営)**



## 既存公共施設(旧中学校)を活用したサービス拠点の整備



## 【改修後の施設内容(予定)】

- 1階：診療所、薬局、郵便局、JA直売所(商店機能)等
- 2階：市総合支所、歯科診療所等
- 3階：公民館機能(会議室、図書室、調理室)、NPO法人事務室等
- 体育館地下：消防分署

## 【事業期間(平成26~27年度)】

## ○拠点形成に向けた検討経過等

- H26.4 中学校機能を木屋平小学校に移転
- H27.1 検討委員会(第三者委員会)を開催  
→ 住民意見を反映しながら計画検討
- H27年度 施設改修工事の実施

拠点周辺の位置図



## 目次

### はじめに

ガイドブックのねらい	1
ガイドブックの構成	1

### 第1部 今、なぜ「小さな拠点」づくりが必要か？

1. 集落地域における「小さな拠点」とは？	2
2. どのような地域で「小さな拠点」づくりが必要？	4

### 第2部 「小さな拠点」づくりの取組ガイド

1. 「小さな拠点」づくりはどうやって進めるの？ ～手順とステップ～	6
2. 地域で「小さな拠点」をつくろう！	8
3. 「小さな拠点」での取組・活動を続けよう！	20
4. 「小さな拠点」づくりにおける行政の役割は？	24
5. 「小さな拠点」づくり Q&A	26
6. 「小さな拠点」づくりにまつわる「よくある誤解」とは？	29

### 第3部 「小さな拠点」をつくり、続ける事例の紹介

1. 様々な「小さな拠点」づくりのタイプと具体例	30
2. “つくる”事例 ～「小さな拠点」づくりを検討し、立ち上げる～	34
■広島県安芸高田市 小原地域 ～廃校を控えた地域のコミュニティ再生～	35
■岡山県津山市 阿波地区 ～複合型の事業体による経済循環の仕組みの構築～	36
■広島県三次市 川西地区 ～プランの実現に向けた住民出資の会社の設立～	37
■長崎県平戸市 度島地区 ～島全体のコミュニティ再生と新たな事業展開～	38
3. “続ける”事例 ～「小さな拠点」の取組を持続・発展させる～	39
■山梨県上野原市 西原地域 ～NPOによる交流施設での福祉サービスの提供～	40
■静岡県浜松市天竜区 熊地区 ～営利事業と非営利事業の「合わせ技」の経営～	41
■鳥根県雲南市 波多地区 ～人材の「合わせ技」による新たなサービス展開～	42
4. 「小さな拠点」づくりに向けた実践的取組について	43

### 最後に:「小さな拠点」づくりの推進に向けて

～「集落地域における「小さな拠点」形成推進に関する検討会」委員からのメッセージ～ 44

このガイドブックは、国土交通省国土政策局において、平成25年度・26年度に有識者からなる「集落地域における「小さな拠点」形成推進に関する検討会」を設置し、検討を行った成果をとりまとめたものです。

#### 【検討会委員】

○小田切 徳美	明治大学農学部 教授
中塚 雅也	神戸大学大学院農学研究科 准教授
沼尾 渡子	日本大学経済学部 教授
平井 太郎	弘前大学大学院地域社会研究科 准教授
藤山 浩	鳥根県中山間地域研究センター 研究統括監
前田 和彦	高知県産業振興推進部中山間地域対策課 課長
山口 政幸	山形県小国町 副町長

#### 【事務局】

株式会社 シンクタンクみらい 水野 紀秀、福室 由利佳  
国土交通省国土政策局総合計画課 小松、山口、辻川、藤下

委員は五十音順、敬称略、○印は座長、所属・役職等は平成27年3月末時点

市町村の地方創生の取組を行うに当たっての相談に対し、国土交通省の地方部局（地方整備局及び地方運輸局）において一元的に対応。

地方創生に取り組む市町村

よろず  
地方創生萬相談窓口

各地方整備局企画部、各地方運輸局交通政策部等

国土交通省関連施策について、横断的に対応。他省庁の施策にまたがる取組等に係る相談についても、その相談内容に応じて、関連施策を担当している部局や関係機関への橋渡し、支援メニューをご紹介。

コンパクトシティ + ネットワーク

整備局  
建政部

運輸局  
交通政策部

「小さな拠点」の形成

整備局 建政部

公共交通  
ネットワーク整備

運輸局  
交通政策部

「道の駅」  
道路ネットワーク

整備局  
道路部

物流ネットワーク  
整備

運輸局  
交通政策部



国土形成計画(全国計画)において位置付けられた「対流促進型国土」の形成を図るため、複数の生活拠点をもちながら複数の地域とかかわりを持つ二地域居住、二地域生活・就労という新たなライフスタイルの実現を推進していく。

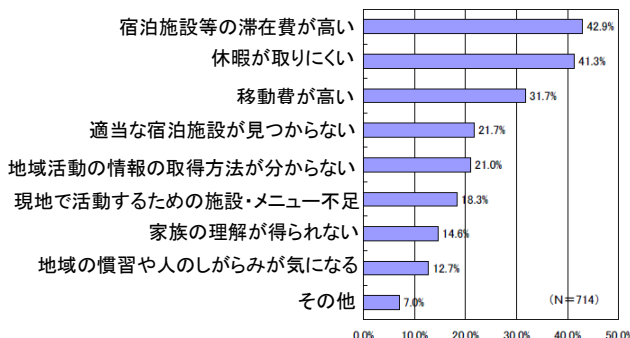
このため、二地域居住等の推進に係る先導的な取組をモデル的に支援し、その成果等を普及啓発するとともに、都市部の高齢者が地方で活躍できる環境整備など「対流」が生み出すイノベーションの創出に向けた施策について調査検討を行う。

## 【現状の課題】

都市住民が農山漁村などにも同時に生活拠点をもち「二地域居住」や、生活・就労という形でより積極的に複数の地域に関わりを持つ「二地域生活・就労」は、多様なライフスタイルの実現や地方移住等の観点から重要であるが、費用負担等の課題が存在するため、実際にはそれほど普及していない。



## ■二地域居住が実践できない理由



出典：二地域居住等支援のための総合情報プラットフォーム整備等検討調査(H20)

本格的な二地域居住等に繋げるための潜在的な需要を喚起

## 【二地域居住等の推進に向けた先進事例構築推進調査】

### ○ 二地域居住等の推進に向けた先進事例の構築

- 行政やNPO、民間会社等、多様な主体で構成される協議会等が実施する二地域居住等の推進に向けた先導的な取組を支援しノウハウを蓄積(モニター調査) → 今後、対象地域を募集予定



周知イベント



ワストップ相談窓口



割引プランの企画



移住体験ツアー



お試し居住住宅

### ○ 成果等の整理・分析、普及啓発、具体的施策の検討

- 成果等を整理・分析し普及啓発することにより、二地域居住等の推進に向けた機運を醸成
- 空き家活用と二地域居住等がパッケージとなった取組の効果的な実施方法やスキルを持った都市部の高齢者が地方で活躍できる環境整備を通じた二地域居住等の推進方策等について検討

## まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12閣議決定)

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

- 地方居住の本格推進(「お試し居住」を含む「二地域居住」の本格支援、住み替え支援)

(2020年KPI)

「お試し居住」推進等に取り組む市町村の数を倍增  
※H26.11現在で約23%の市町村で実施

二地域居住、二地域生活・就労等の推進



「対流」の発生によるイノベーション創出



地方への新しいひとの流れの創出

- 若い世代の田園回帰の流れを加速
- 高齢者の元氣なうちの田舎暮らしの実現
- 地域の産業を継承する人材や専門知識を活かして地域の経済活動等に貢献する人材の確保 等

○まち・ひと・しごと創生総合戦略 (H27.12.24閣議決定) (抜粋)

Ⅲ. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ウ) 地方移住の推進

- ◎ (2)-(ウ)-② 地方居住の本格推進 (都市農村交流、「お試し居住」を含む「二地域居住」の本格推進、住み替え支援)

【主な重要業績評価指標】

- 「お試し居住」に取り組む市町村の数を倍増 (2014年比)  
(2014年23%、2015年27%の市町村で実施)



○ 当該重要業績評価指標に係る市町村の取組状況については、国土交通省においてフォローアップしており、その調査結果を省のホームページで公開している。 → 【別紙1、2】

## 「お試し居住・体験暮らし」に係る取組状況(集計結果)【都道府県】

項目	都道府県の取組状況			具体的な取組内容(複数回答)				
	①現在行っている	②行いたいと考えている	③行っていない	①情報提供	②体験用宿泊施設等の提供	③都道府県自らの補助	④市町村への補助	⑤その他
北海道	○			○			○	○
青森県	○			○			○	
岩手県	○			○				○
宮城県		○		○			○	
秋田県	○			○				○
山形県	○			○				○
福島県	○			○				○
茨城県	○			○			○	
栃木県	○			○				○
群馬県	○							
埼玉県			○					
千葉県			○					
東京都			○					
神奈川県			○					
新潟県	○			○			○	
富山県	○			○		○	○	
石川県	○			○				○
福井県	○			○			○	
山梨県	○			○			○	○
長野県		○		○				
岐阜県	○			○				
静岡県	○			○				
愛知県	○			○				○
三重県	○			○				
滋賀県	○			○				○
京都府							○	
大阪府			○					
兵庫県	○			○				
奈良県	○			○			○	
和歌山県	○			○	○		○	
鳥取県	○			○			○	
岡山県	○			○	○		○	
広島県	○			○				
山口県	○			○	○			
徳島県	○			○				
香川県	○			○			○	
愛媛県	○			○			○	
高知県	○			○			○	
福岡県	○			○				○
佐賀県	○			○				
長崎県	○				○			
熊本県	○			○			○	
大分県	○			○				
宮崎県	○			○			○	○
鹿児島県	○			○				
沖縄県	○			○		○		
合計	40	2	5	41	4	3	20	12

(参考:平成26年11月調査時点)

昨年度	33	7	7	34	5	2	18	10
-----	----	---	---	----	---	---	----	----

「お試し居住・体験暮らし」に係る取組状況(集計結果)【市町村】

項目	市町村数 (市町村別11月集計)	市町村の取組状況			具体的な取組内容(複数回答)							
		①現在行っ ている	②行きたい と考えてい る	③行ってい ない	①情報提供		②体験用宿泊施 設等の提供		③居住を支援する NPO等への支援		④その他	
					行っている 数	行っていない 数	行っている 数	行っていない 数	行っている 数	行っていない 数	行っている 数	行っていない 数
北海道	179	99	29	51	92	26	94	23	12	9	11	2
青森県	40	2	17	21	0	17	2	14	0	6	0	1
岩手県	33	3	11	19	3	11	3	10	0	4	1	0
宮城県	35	1	10	24	0	9	1	8	0	3	0	2
秋田県	25	13	7	5	13	7	4	8	2	2	0	0
山形県	35	9	15	11	9	15	6	14	2	5	1	1
福島県	59	15	11	33	12	9	7	5	4	2	1	3
茨城県	44	3	14	27	3	13	2	12	0	1	1	1
栃木県	25	5	3	17	4	3	4	1	0	0	0	0
群馬県	35	4	11	20	3	10	3	9	1	4	0	1
埼玉県	63	0	3	60	0	3	0	0	0	0	0	0
千葉県	54	8	3	43	6	3	5	3	1	1	1	2
東京都※	39	1	7	31	0	6	0	7	0	1	1	1
神奈川県	33	1	7	25	1	7	1	5	0	0	0	1
新潟県	30	12	10	8	10	9	8	11	2	1	3	6
富山県	15	10	4	1	8	4	9	3	3	1	1	1
石川県	19	6	7	6	6	6	3	6	0	4	2	4
福井県	17	6	7	4	4	7	3	6	1	4	0	2
山梨県	27	8	9	10	6	8	6	6	4	4	1	3
長野県	77	17	37	23	14	30	12	33	3	10	6	4
岐阜県	42	10	10	22	7	10	6	7	4	3	1	3
静岡県	35	8	16	11	7	12	2	8	6	4	0	2
愛知県	54	2	2	50	1	1	2	1	0	0	1	0
三重県	29	6	8	15	6	6	2	7	1	3	2	2
滋賀県	19	5	4	10	4	5	2	5	2	3	3	1
京都府	26	3	9	14	3	9	3	9	2	2	1	2
大阪府	43	0	5	38	0	5	0	3	0	4	0	3
兵庫県	41	12	8	21	10	7	8	6	4	3	4	2
奈良県	39	3	14	22	0	10	2	12	1	2	0	5
和歌山県	30	9	7	14	9	6	8	6	7	0	1	0
鳥取県	19	10	3	6	10	3	9	2	3	2	0	0
島根県	19	16	3	0	9	3	9	4	3	4	4	2
岡山県	27	12	10	5	11	7	11	10	4	2	1	1
広島県	23	5	5	13	3	5	3	5	2	3	0	2
山口県	19	8	6	5	8	5	5	7	1	2	2	0
徳島県	24	7	3	14	5	5	4	4	5	2	2	0
香川県	17	5	6	6	5	3	4	4	1	1	2	3
愛媛県	20	7	8	5	6	7	7	6	2	5	0	0
高知県	34	33	1	0	33	1	20	6	3	1	8	2
福岡県	60	13	8	39	6	8	11	7	0	5	2	2
佐賀県	20	9	2	9	4	1	0	1	0	0	10	1
長崎県	21	9	5	7	9	4	8	4	2	0	0	1
熊本県	45	6	24	15	3	19	4	16	2	8	2	5
大分県	18	8	6	4	6	6	5	6	3	2	0	0
宮崎県	26	9	13	4	9	11	5	12	2	6	5	3
鹿児島県	43	31	3	9	16	8	9	9	0	4	28	0
沖縄県	41	2	5	34	2	3	2	4	0	3	0	1
合計	1,718	471	416	831	386	373	324	355	95	137	109	78

※23区を除く

27.42%

(参考:平成26年11月調査時点)

昨年度	1,718	392	354	972	304	285	281	247	76	89	81	56
-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----

22.82%

# 地域の持続可能な 物流ネットワークの構築について

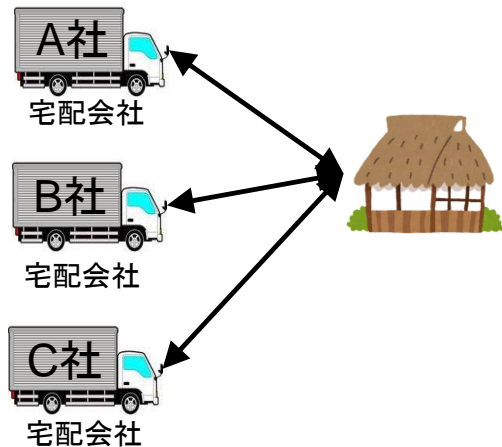
国土交通省 物流審議官部門物流政策課企画室

# 地域の持続可能な物流ネットワークの構築

少子高齢化等を背景として過疎化が進みつつある地域では物流の効率が低下する一方、車を運転しない者の増加に伴い日用品の宅配などの生活支援サービス等のニーズは高まっている。

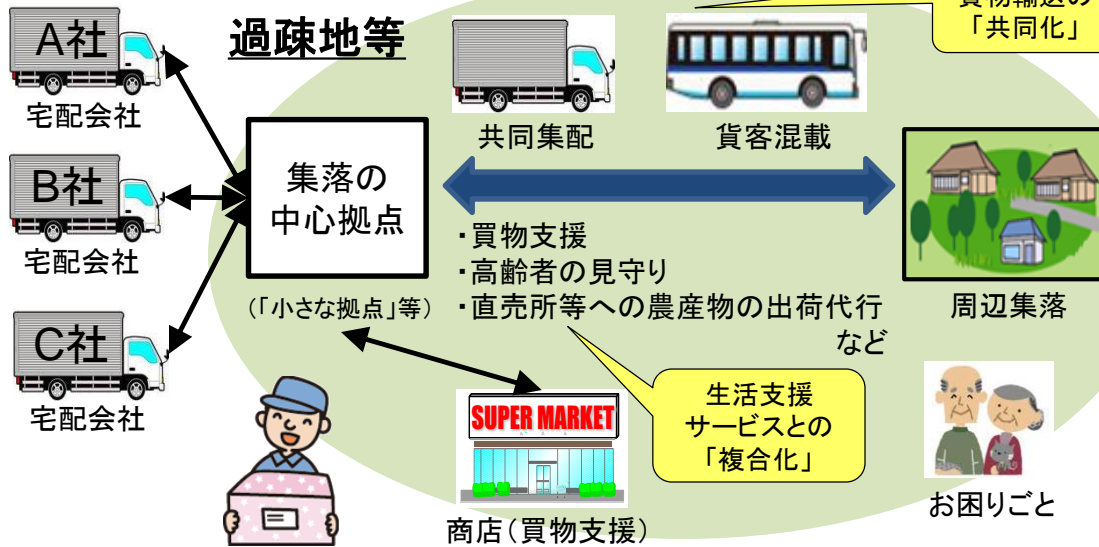
過疎地等における事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買物弱者支援等にも役立つ新たな輸送システムを、自治体と連携しつつ構築するため、モデル事業を実施し、オペレーション上の課題や対応策等について検討を行う。

宅配各社が中心部の配送拠点から遠方の集落に少量の荷物をバラバラに配送するため、効率が良くない。



## 【具体的な輸送スキーム例】

共同集配、貨客混載、他サービスとの複合化等により輸送を効率化



## 【主な検討項目】

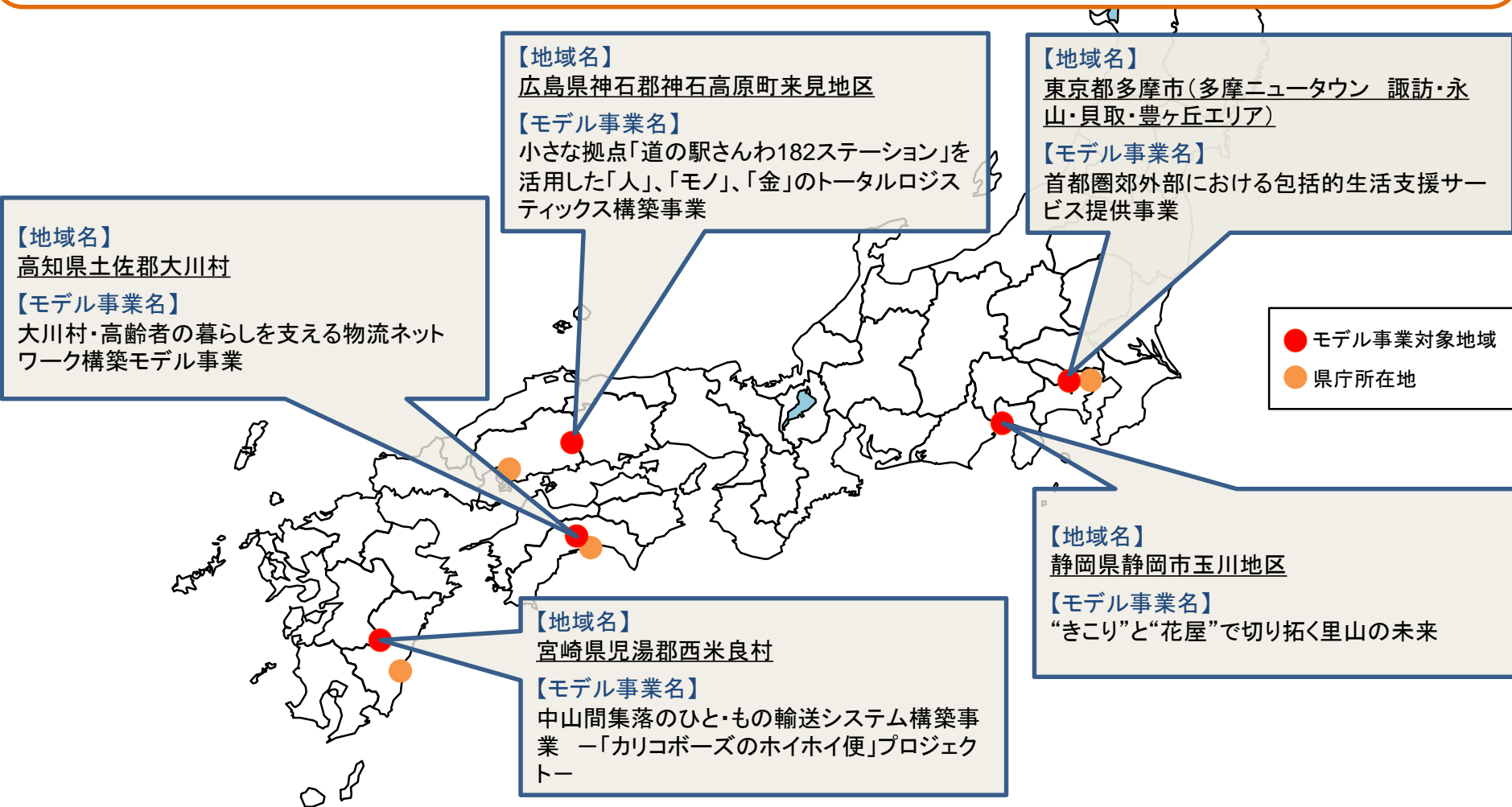
- ・地域での意見集約における課題
- ・NPOに求められる能力(輸送能力、荷扱い等の品質、賠償能力等)
- ・物流事業者、NPO、荷主、自治体等の関係者の役割分担のあり方

## 【これまでの取組み】

- ・平成26年10月より、学識経験者、物流事業者、地方自治体、NPO等からなる「地域を支える持続可能な物流システムのあり方に関する検討会」を開催(平成26年10月、12月、平成27年2月、3月の計4回開催)。3月31日(火)に報告書を発表済み。
- ・平成27年度予算において、モデル事業を実施。(41百万円の内数)

# モデル事業の対象地域

- 平成27年5月22日（金）～6月26日（金）にモデル事業対象地域を募集し、同年7月31日に以下の5地域を選定・公表した。
- 今後、選定地域において協議会の設立や試験的な運行の実施等により、提案された事業について地域関係者及び国土交通省で検討を深め、12月頃までの検討状況を年度内に整理する。



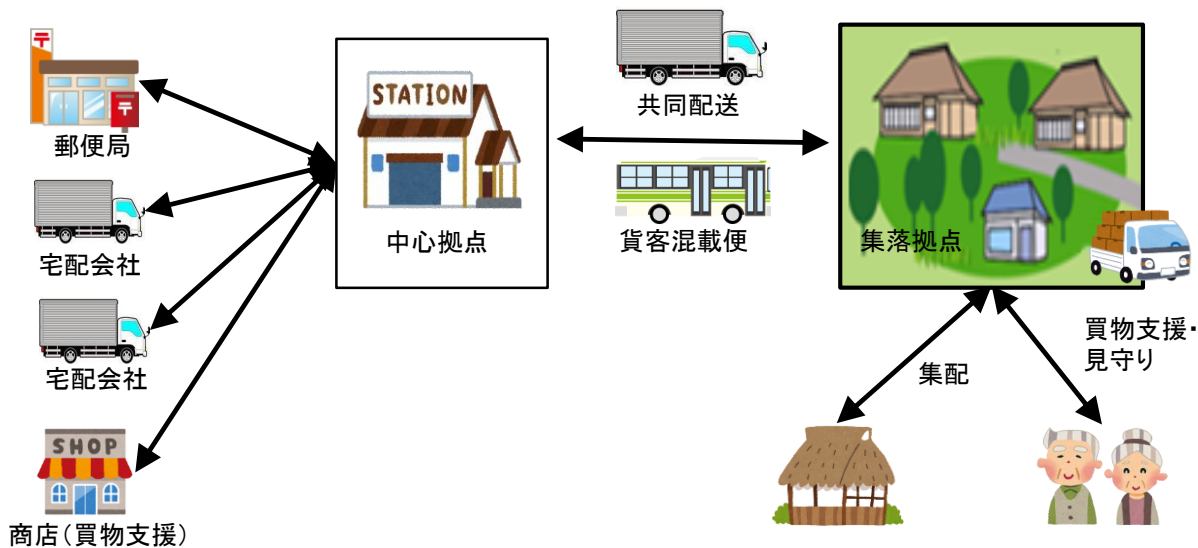
# 宮崎県児湯郡西米良村における取組

- 宮崎県児湯郡西米良村小川地区は、人口:93人、世帯数:63世帯(平成25年3月)、高齢化率:約65%の集落。
- 地区内には商店、郵便ポストが1つずつあるが、諸サービスを利用するには村中心部(村所地区)や近隣都市に行く必要がある。
- 村営バスが運行しているが、利用者数は頭打ちとなっている。また、出入りする輸送サービスは、人流、福祉系サービス流、物流で計20主体あり、多様な輸送サービスの混在による効率の低下が課題となっている。
- このため、地域住民によるバスを活用した貨客混載や共同集配等による持続可能な物流ネットワークの構築に取り組んでいる。

## 西米良村の位置



## 輸送スキーム



## 村営バスの路線図



## 効果

- 貨客混載等により、これまで物流サービスに必要とされていた車両・人員を削減し、買物支援・見守りサービス等に振り向けることができるようになった。
- 飲食・物販サービスを提供している拠点への土産品を自前ではなく、貨客混載バスでまめに出荷できるようになり、欠品等が少なくなった。
- これまでは新聞が午後にししか届かなかったが、午前中に届くようになった。また、連休中に届かなかったが、届くようになった。

※西米良村提供資料より国土交通省物流政策課作成

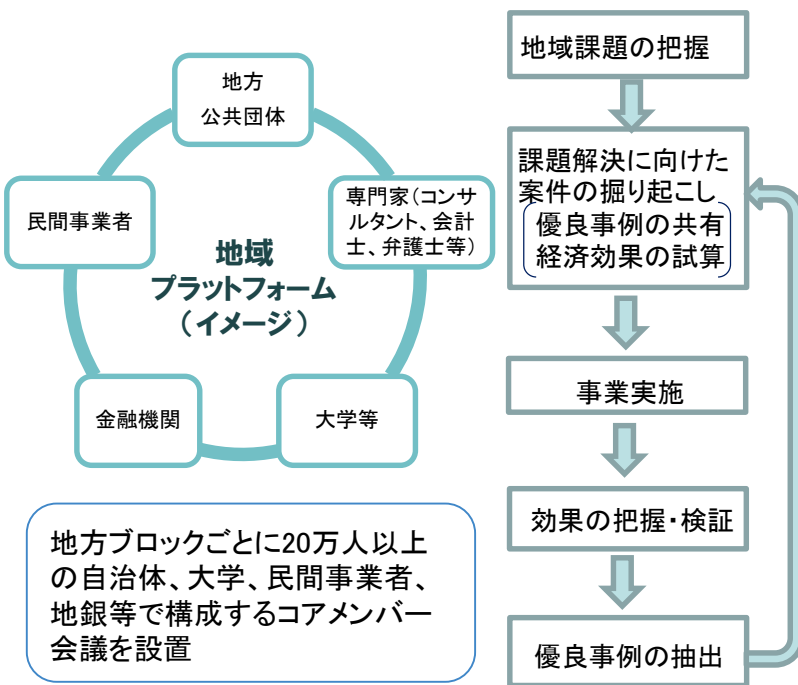


# PPP/PFI手法の開発・普及等を図る 地域プラットフォームについて

国土交通省総合政策局官民連携政策課

- 地方公共団体及び民間事業者におけるノウハウ・情報の不足及び官民間での対話・提案の場の不足等の現状を踏まえて、PPP/PFIに関する情報・ノウハウの共有・習得、関係者間の連携強化、具体的な案件形成を図るための産官学金の協議の場(地域プラットフォーム)を全国8ブロックごとに形成することとし、今年度より取り組む。
- 地域の課題解決に向け、歳出抑制・地域活性化など経済効果や社会的必要性の高い案件を重点的に掘り起こし。地域プラットフォームにおいて、優良事例のノウハウ共有、案件形成に向けた経済効果の試算を示すなど自治体へのインセンティブ付与を通じて横展開を促進。
- 地域プラットフォームにおいては、コンパクトシティへの取組等のまちづくり・地域づくりへの展開にも活用。

**地域プラットフォームを活用した  
ノウハウの共有・横展開の促進**



**<PPP/PFIの推進事例>**

<p>大阪府宮牧方田ノ口住宅建替え事業 (大阪府)</p> 	<p>宮崎駅西口拠点施設整備 (宮崎県・宮崎市)</p> <p>■ 外観 </p> <p>■ 施設概要</p> <table border="1"> <tr><td>複合施設</td><td>10,000㎡</td></tr> <tr><td>駐輪場</td><td>100台</td></tr> <tr><td>駐車場</td><td>50台</td></tr> </table>	複合施設	10,000㎡	駐輪場	100台	駐車場	50台	<p>神戸市 垂水処理場 (兵庫県・神戸市)</p>  <p>太陽光発電 2,000kW</p> <p>バイオガス発電 350kW</p>
複合施設	10,000㎡							
駐輪場	100台							
駐車場	50台							
<p>類型 ○公的不動産の有効活用</p>	<p>○収益施設の併設 ○公的不動産の有効活用</p>	<p>○収益施設の併設</p>						
<p>事業概要 PFI手法を活用し、府営住宅の建替え(建物の高層化)によって創出された余剰地に、地域ニーズに沿って戸建住宅やサービス付き高齢者向け住宅を一体的に整備。</p> <p>(創出余剰地の売却の対価として約3.2億円が大阪府の収入)</p>	<p>宮崎県及び宮崎市が所有する駅前未利用地を活用し、交通センターとともに新しい拠点施設を整備。特定目的会社を設立し、事業用地定期借地権設定契約を締結。</p> <p>(県・市に約4,000万円/年の賃料収入)</p>	<p>メガソーラーとバイオガスのダブル発電 (H26.3運転開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神戸市は、民間企業に下水処理場の敷地、消化ガスを提供。</li> <li>民間企業は発電事業を行い、売電収入の一部を市に支払い。</li> </ul> <p>(年間収入約1.7億円のうち約2割が市の収入)</p>						

お問合せ：国土交通省 総合政策局 官民連携政策課 03-5253-8981

# クルーズ振興などを通じた 地域の活性化

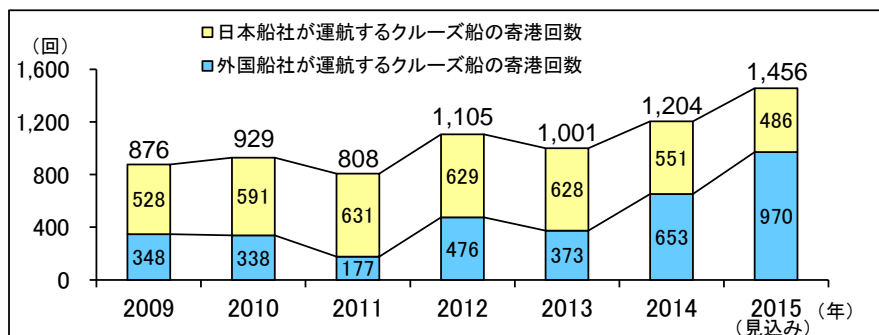
国土交通省港湾局産業港湾課

# クルーズ船の寄港動向

- 近年、特に外国船社が運航するクルーズ船の寄港回数が増加しており、2015年は約5割増の970回程度となる見込み。
- 我が国は「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」に基づき、2020年にクルーズ船で入国する外国人旅客数100万人(クルーズ100万人時代)を目指し取組を進めてきたが、これを5年前倒して実現したところ。
- 2015年にクルーズ船が寄港した港湾の数は、全国で104港に及ぶ(精査中)。

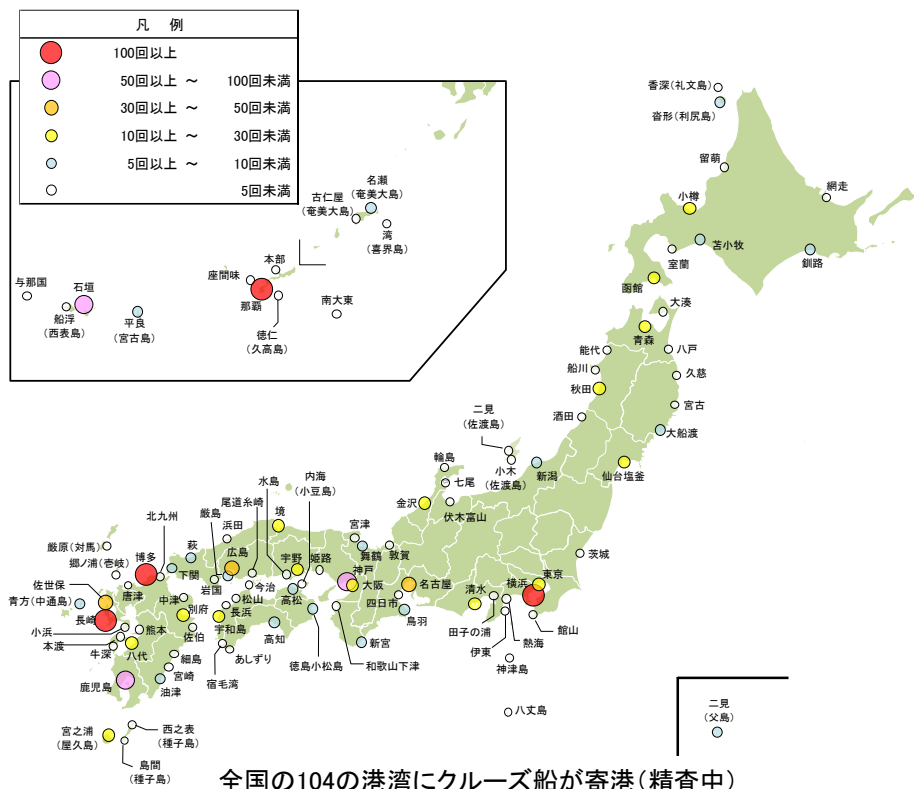
※クルーズ:レジャーを目的とした船旅で宿泊を伴うもの

## 我が国港湾へのクルーズ船の寄港回数

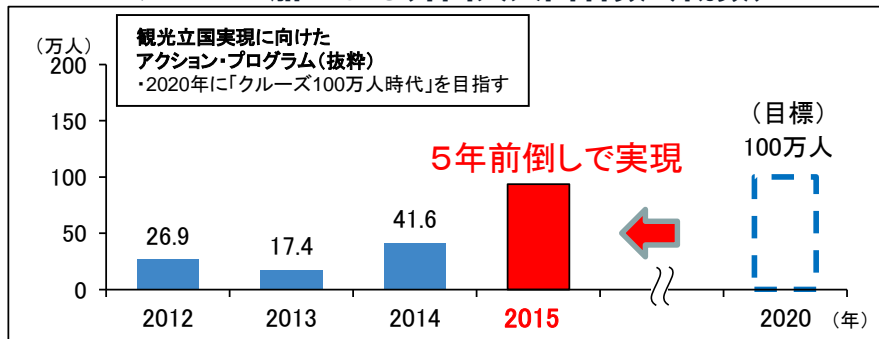


出典: 港湾管理者への聞き取りを基に国土交通省港湾局作成  
2015(見込み)は、2015年11月末時点での見込み。

## クルーズ船の寄港する港湾 (2015年)



## クルーズ船による外国人入国者数 (概数)



注1) 2014年までは、法務省入国管理局の集計による外国人入国者数で概数(乗員除く)。

2015年は、国土交通省港湾局による推定(乗員除く)。

注2) 1回のクルーズで複数の港に寄港するクルーズ船の外国人旅客についても、(各港で重複して計上するのではなく)1人の入国として計上している。

出典: 港湾管理者への聞き取りを基に国土交通省港湾局作成

# 「クルーズ100万人時代」に向けた取組

○「クルーズ100万人時代」の実現を目指し、ソフト・ハード一体となった以下のような取組を推進してきたところ。

## クルーズ船社に対する寄港促進の取組

### 問い合わせ窓口の一元化

・クルーズ船社からの問い合わせに、一元的に「ワンストップ窓口」（国土交通省港湾局）で対応。

### 寄港地情報の一元的発信

・クルーズ船社が寄港に必要とする情報  
 ①港湾施設の諸元  
 ②寄港地を起点とした観光情報を、ウェブサイトから一元的に発信。  
 （英語、日本語）

### 商談会等の開催

・全国114の首長等が参加する「全国クルーズ活性化会議」と連携して、クルーズ船社、自治体等が参加する商談会を開催。



## 港湾における受入向上の取組

### クルーズ埠頭への臨時の免税店の出店

・クルーズ埠頭に免税店を臨時出店する際の手続きを簡素化し、出店を促進。



岸壁や旅客船ターミナルにおける地元物産販売の例

### クルーズ船の受入環境の改善

・貨物埠頭等の既存ストックを活用しつつ、クルーズ船の受入環境を改善。



# 商談会等の開催

○クルーズ船の寄港促進を図るため、国土交通省港湾局が、観光庁と連携し、海外クルーズ船社と「全国クルーズ活性化会議」の会員との商談会を2014年から開催。

## ○海外クルーズ船社キーパーソンとの商談会

観光庁の「海外クルーズ船社等招請事業」によるクルーズ船社キーパーソンの来日に合わせ、クルーズ活性化会議会員との商談会を開催

### 【2014年度】

#### ■ コスタクルーズ

- ・日程：2014年12月11日 ・場所：宮崎市内
- ・参加者：港湾管理者・地方自治体 3港3団体

#### ■ セレブリティ・クルーズ

- ・日程：2015年1月30日 ・場所：新潟市内
- ・参加者：港湾管理者・地方自治体 4港5団体

#### ■ プレステージ・クルーズ

- ・日程：2015年2月20日 ・場所：北九州市内
- ・参加者：港湾管理者・地方自治体 9港9団体

### 【2015年度】

#### ■ MSCクルーズ

- ・日程：2015年12月1日 ・場所：静岡市内
- ・参加者：港湾管理者・地方自治体等 5港5団体

#### ■ カンパニー・デュ・ポナン

- ・日程：2015年12月3日 ・場所：青森市内
- ・参加者：港湾管理者・地方自治体等 5港8団体

※上記のほか2015年度内に3船社と商談会を開催予定



宮崎県での商談会

## ○全国クルーズ活性化会議の会員（会長：横浜市長）

全国114の港湾管理者や地方自治体の首長で構成（2015年9月25日現在）

- 【北海道(13)】 函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、網走市、留萌市、苦小牧港管理組合、稚内市、根室市、礼文町、利尻町、利尻富士町、広尾町
  - 【東北(16)】 青森県、青森市、むつ市、岩手県、宮古市、大船渡市、久慈市、宮城県、石巻市、秋田市、秋田市、能代市、男鹿市、山形県、酒田市、福島県
  - 【関東(7)】 茨城県、大洗町、千葉県、館山市、木更津市、東京都、横浜市
  - 【北陸(11)】 新潟県、新潟市、佐渡市、富山県、高岡市、射水市、石川県、金沢市、輪島市、福井県、敦賀市
  - 【中部(9)】 岐阜県、静岡県、静岡市、御前崎市、愛知県、名古屋港管理組合、蒲郡市、三重県、四日市港管理組合
  - 【近畿(12)】 京都府、舞鶴市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、姫路市、奈良県、和歌山県、和歌山市、新宮市
  - 【中国(15)】 鳥取県、鳥取市、境港管理組合、境港市、島根県、松江市、浜田市、岡山県、玉野市、広島県、広島市、呉市、福山市、山口県、下関市
  - 【四国(10)】 徳島県、小松島市、香川県、坂出市、愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、新居浜港務局、高知県
  - 【九州(17)】 福岡県、北九州市、福岡市、佐賀県、唐津市、伊万里市、長崎県、佐世保市、熊本県、熊本市、八代市、大分県、宮崎県、宮崎市、日南市、日向市、鹿児島県
  - 【沖縄(4)】 沖縄県、那覇港管理組合、石垣市、宮古島市
- オブザーバー 国土交通省港湾局、海事局、観光庁、国土政策局、日本旅行業協会（JATA）、全国旅行業協会（ANTA）、日本外航客船協会（JOPA）、日本観光振興協会、日本政府観光局（JNTO） ※2012年11月設立時79団体

# クルーズ埠頭への臨時の免税店の出店

○平成27年4月に「クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度」が創設され、クルーズ船が着岸する埠頭における消費を通じた地域の活性化も期待されているところ。

○これまで、19回のクルーズ船の寄港に際し、のべ33店舗の臨時の免税店が埠頭に出店された(平成27年12月末日現在)。

## クルーズ埠頭への臨時の免税店の出店手続

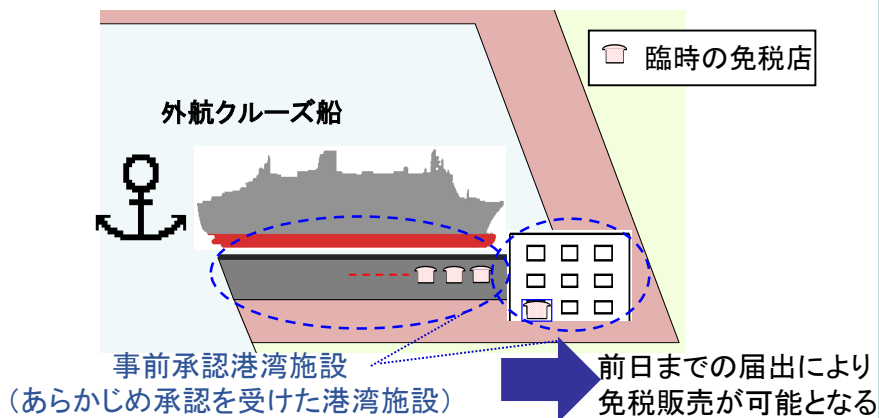
【制度開始】平成27年4月1日

- ① あらかじめ、免税店を出店しようとする港湾施設について、  
税務署長の承認を受ける※

※既に消費税免税店を経営する事業者に限る  
※港湾管理者からの「港湾施設使用許可」等の書類を添付する

- ② 前日までに、免税店を出店することを税務署長に届出

クルーズ埠頭において、臨時の免税販売が可能となる



5月18日  
伏木富山港



5月19日  
境港



## 臨時の免税店の出店状況

平成27年12月末日現在

出店日	出店港湾	寄港クルーズ船	品目
5月18日(月)	伏木富山港	ボイジャー・オブ・ザ・シーズ	土産品(菓子類等)、電化製品(ドライヤー等)
5月19日(火)	境港	ボイジャー・オブ・ザ・シーズ	衣料品
5月25日(月)	伏木富山港	ダイヤモンド・プリンセス	土産品(菓子類等)、電化製品(ドライヤー等)
6月17日(水)	大阪港	マリナー・オブ・ザ・シーズ	電化製品(炊飯器等)、化粧品
6月26日(金)~27日(土)	大阪港	ヘンナ	電化製品(炊飯器等)、化粧品
6月29日(月)	油津港	コスタ・ビクトリア	電化製品、化粧品、宝飾品、菓子類、雑貨等
7月7日(火)	油津港	ボイジャー・オブ・ザ・シーズ	電化製品、化粧品、宝飾品、菓子類、雑貨等
7月8日(水)	金沢港	コスタ・ビクトリア	宝飾品、時計、化粧品、着物、地元伝統工芸品(漆器)等
7月22日(水)	境港	マリナー・オブ・ザ・シーズ	衣料品、化粧品
7月31日(金)	金沢港	ダイヤモンド・プリンセス	宝飾品、時計、化粧品、着物、地元伝統工芸品(漆器)等
8月8日(土)~9日(日)	大阪港	スカイシー・ゴールデン・エラ	電化製品(炊飯器等)、化粧品
8月16日(日)	油津港	クァンタム・オブ・ザ・シーズ	電化製品、化粧品、宝飾品、菓子類、雑貨等
8月31日(月)	油津港	ボイジャー・オブ・ザ・シーズ	電化製品、化粧品、宝飾品、菓子類、雑貨等
9月10日(木)	舞鶴港	マリナー・オブ・ザ・シーズ	食品類(菓子・トルトカレー・お茶等)
9月20日(日)	八代港	クァンタム・オブ・ザ・シーズ	電化製品、化粧品、宝飾品等
9月22日(火)	横浜港	セレブリティ・ミレニアム	食品、コスメ
9月25日(金)	油津港	セレブリティ・ミレニアム	菓子類、雑貨
10月1日(木)	横浜港	サファイア・プリンセス	食品、コスメ、電化製品
10月26日(月)	清水港	セレブリティ・ミレニアム	和雑貨、宝飾品

# 「みなとオアシス」の概要

- 「みなとオアシス」とは、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、港湾管理者等からの申請に基づき、国土交通省地方整備局長等が認定・登録したものをいう。
- 今後、災害発生時における防災拠点や、外航クルーズ客に多様なサービスを提供する場としても、「みなとオアシス」の活用を図る。(交通政策基本計画【平成27年2月13日閣議決定】、海洋基本計画【平成25年4月26日閣議決定】)

## 登録要件

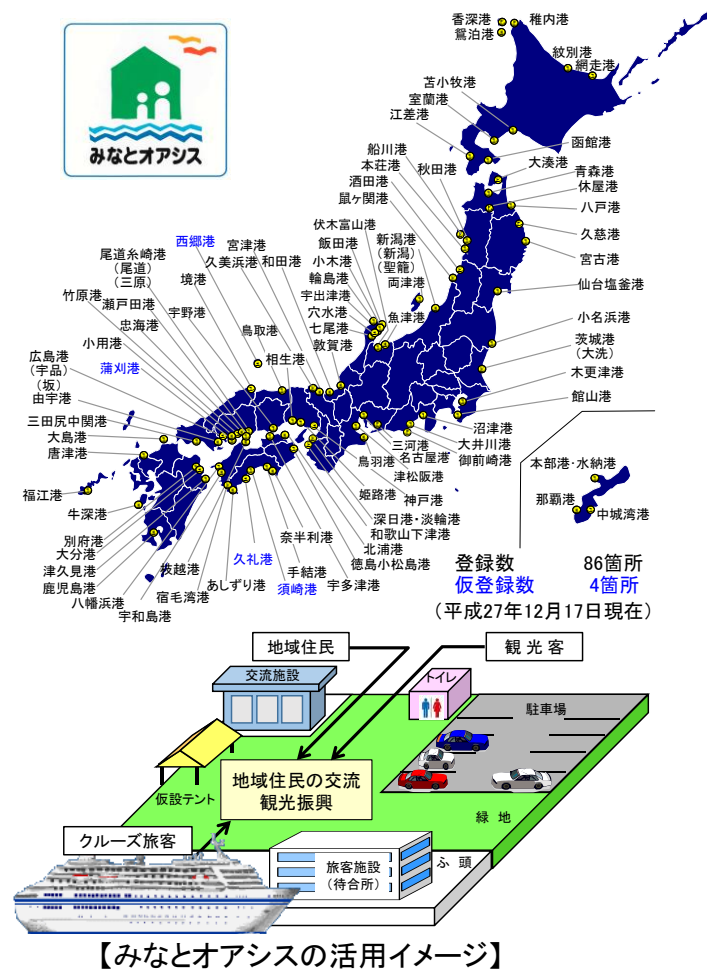
- 地域住民や観光客が交流できる空間を有していること
- 地域住民や観光客に対し地域情報や観光情報を発信する機能を有していること
- 適切な管理運営が行われていること
- イベントの実施等みなとの賑わいを作り出す活動が地域住民参加の下で継続的に行われていること

## 運営主体

- 港湾管理者
- 市町村
- NPO団体 ほか

## 支援内容

- みなとオアシスのシンボルマークの使用
- 国土交通省・地方整備局等のホームページ等による広報
- 道路地図への掲載や道路標識の設置の支援
- その他みなとの振興に関する各種支援
  - ・全国規模のイベントの開催
  - ・地方整備局港湾事務所等による協力
  - ・助成金の活用等 ほか





## 事業の背景・概要

- 八幡浜市は、水産物や柑橘類など魅力的な特産品を有しているとともに、九州と四国西部を連絡する海上交通の要である。
- しかし、年間40万人のフェリー利用者がいるにもかかわらず、殆どが通過客で、市内へ立ち寄る集客の弱さが課題であった。
- 地元関係者や行政が協働し策定した「八幡浜港振興ビジョン」に基づき、八幡浜港の整備や、新たに交流拠点施設を整備し、それらの施設を活用して、地域の魅力的な特産品の販売やイベントの開催などにより集客力を向上させ、交流人口の増加を図り、「みなと」を中心にした地域活性化に取り組む。

むかしの八幡浜港

現在の八幡浜港の様子 (H27.5)



## 先駆性に係る取組 (官民協働、地域間連携、政策間連携等)

### 【官民協働】

- 八幡浜市は、補助金等を活用して、港湾・漁港、緑地、交流拠点施設、海産物直売所、トイレ、駐車場を整備。
- 市が整備した一連の施設を「みなとオアシス」として一体的にNPO法人が運営。
- 事業参加者提案審査で選ばれた民間企業が、産直・物販・飲食施設を整備し、アライアンス企業として設立された民間企業が運営。



### 【地域間連携】

- 全国各地の「みなとオアシス」運営者により組織された「みなとオアシス全国協議会」が実施するグルメイベント「Sea級グルメ全国大会」などへの参加による地域活性化への連携。

### 【専門人材の育成・確保】

- みなとまちづくりの総合的知識を有する「みなとまちづくりマイスター」が後継者の育成・確保を行う。

## 重要業績評価指標 (KPI) 等

- 「みなとオアシス八幡浜みなと」年間来訪者数約102万人 <平成31年度>
- 年間来訪者数 現状維持

## 自立への道筋

- 民間業者が整備・運営している産直・物販・飲食施設を有する他、「みなとオアシス」として、民間団体により運営。
- 海の食材を使った「港弁」を独自に開発し普及に取り組む。

## ○コンパクトシティ

### 【国土交通省本省】

都市局 都市計画課 電話 :03-5253-8409

### 【地方支分部局】

地方整備局 建政部 都市・住宅整備課

(※)関東、中部、近畿の各地方整備局は都市整備課

北海道開発局は事業振興部 都市住宅課、沖縄総合事務局は開発建設部 建設産業・地方整備課

(※)連絡先の一覧を国土交通省HPに掲載(下記URL)しておりますので、ご参照下さい。

[http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_ccpn\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_ccpn_000016.html)

## ○公共交通ネットワーク

### 【国土交通省本省】

総合政策局 公共交通政策部 交通計画課 03-5253-8111(内線54-703、54-708)

交通支援課 03-5253-8111(内線54-806)

## ○小さな拠点

### 【国土交通省本省】

国土政策局地方振興課

03-5253-8403(直通)

03-5253-8111(代表)(内線:29543)

## ○地域の持続可能な物流ネットワークの構築

### 【国土交通省本省】

物流審議官部門物流政策課企画室

代表 : 03-5253-8111 (内線 : 53-344) 直通 : 03-5253-8799

### 【地方支分部局】

地方運輸局 交通・環境部 物流課(※)

(※)四国運輸局は環境・物流課、内閣府沖縄総合事務局は総務運航課企画室が担当です。

窓口がご不明な場合は、本省までお問い合わせください。

## ○地域プラットフォーム

【国土交通省本省】

国土交通省 総合政策局 官民連携政策課 03-5253-8981

## ○クルーズ船

【国土交通省本省】

国土交通省 港湾局 産業港湾課 03-5253-8672(内線:46-423)